

令和 2 年

南部町議会第4回臨時会会議録

令和2年11月30日

山梨県 南部町議会

令和2年南部町議会第4回臨時会

令和2年11月30日(月)
午前10時00分 開会・開議
於 議 場

議 事 日 程 (第1号)

1. 議長あいさつ

2. 開会・開議

3. 日程報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 提出議題の報告

日程第 5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第61号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 令和2年度南部町一般会計補正予算(第5号)

議案第65号 令和2年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第66号 令和2年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算
(第3号)

議案第67号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第68号 令和2年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第69号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第6 議員提出議題の報告

日程第7 議員提出議案の趣旨説明・質疑・討論・採決

発議第 3号 社会のデジタル化と印章制度の共存を求める意見書の提出について

追加日程第1

発議第 4号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

4. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	芦澤潤一郎	2番	望月 憲之
3番	望月小五郎	4番	塩津 悟
5番	望月 郁夫	6番	木内 秀樹
7番	遠藤 高芳	8番	望月 光彦
9番	小泉 昇一	10番	仲亀 佳定
11番	高橋 茂広	12番	遠藤 光宣

5. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

6. 会議録署名議員

3番	望月小五郎	4番	塩津 悟
----	-------	----	------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名(7名)

町長	佐野 和広	教育長	芦澤 和彦
秘書政策監	望月 一弥	会計管理者 (兼)出納室長	望月 浩
総務課長	滝 基成	財政課長	市川 隆
出納室室長補佐	渡辺 幸博		

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名(1名)

議会事務局長 遠藤 一明

開会 午前10時00分

○議長（遠藤光宣君）

皆さん、おはようございます。

令和2年第4回臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

晩秋から初冬へと季節は移ろい、朝夕はめっきり冷え込むようになってまいりました。

これから本格的な寒さに向かいますので、皆さまには十分ご自愛ください。

さて、議員各位には、令和2年第4回臨時会の開催通知を差し上げましたところ、何かとご多用の中、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

本臨時会の円滑なる議会運営に、格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、令和2年南部町議会第4回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和2年南部町議会第4回臨時会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（遠藤光宣君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番 望月小五郎議員および4番 塩津悟議員の両名を指名いたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長および教育委員会の教育長に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長からお手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情についてであります。本臨時会に付する請願、陳情等はありません。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

日程第4 提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので提出議題の朗読を省略させていただきます。

○議長（遠藤光宣君）

日程第5 議案の説明、質疑・討論・採決を行います。

議案第61号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第5号）

議案第65号 令和2年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第66号 令和2年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第3号）

議案第67号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第68号 令和2年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第69号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

以上、9件について、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。町長から、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

本日、南部町議会第4回臨時会を開催いたしましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまの出席を賜り、議会ができますことに心から感謝申し上げます。

さて、4月19日に予定されておりました立皇嗣宣明の儀は、新型コロナウイルス感染症拡大の観点から延期されておりましたが、11月8日に開催されました。秋篠宮様が、皇位継承順位一位の皇嗣となられたことを広く示す国事行為で、天皇の弟が皇嗣として宣言される歴史は憲政史上初めてのことになりました。私もテレビ中継を拝見しながら、国民の一人として祝福させていただきました。

それでは、本臨時会にご提案させていただきました議案につきまして、その提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案集1ページの議案第61号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案集5ページの議案第63号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についての条例改正議案3件ではありますが、10月の人事院給与勧告ならびに山梨県人事委員会勧告を踏まえ、南部町長、教育長の給与および職員の給与につきましても同様の措置を講ずることとしたことに伴い、各条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案集7ページの議案第64号から議案第69号までの補正予算6件でありま

すが、今回提案しました町長、教育長および職員の給与等の条例改正に伴う職員人件費などの補正であります。

最初に、議案第64号 令和2年度南部町一般会計補正予算(第5号)であります。歳入歳出それぞれ270万5千円を減額し、歳入歳出の予算の総額を64億9,372万7千円とするものであります。

主な内容につきましては、給与条例改正に伴う人件費の補正であります。

歳入では、臨時財政対策債を減額いたしまして、繰越金を計上し収支の均衡を図っております。

次に、議案第65号 令和2年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)から議案第69号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)までの特別会計5件につきましては、それぞれの会計において、給与条例改正等に伴う人件費の補正を計上いたしました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(遠藤光宣君)

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

議案第61号から議案第63号について、滝総務課長。

○総務課長(滝 基成君)

(補足の説明・省略)

○議長(遠藤光宣君)

次に、議案第64号から議案第69号について、市川財政課長。

○財政課長(市川 隆君)

(補足の説明・省略)

○議長(遠藤光宣君)

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

○議長(遠藤光宣君)

次に、質疑を行います。

質疑は、順次行います。

議案集1ページをお開きください。

議案第61号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第61号についての質疑を終結いたします。

○議長(遠藤光宣君)

次に、議案集3ページをお開きください。

議案第62号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第62号についての質疑を終結いたします。

○議長 (遠藤光宣君)

次に、議案集5ページをお開きください。

議案第63号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第63号についての質疑を終結いたします。

○議長 (遠藤光宣君)

次に、別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

議案第64号 令和2年度南部町一般会計補正予算(第5号)について、質疑を行います。

質疑は、全ての会計において、事項別明細書により行います。

9ページから20ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第64号についての質疑を終結いたします。

○議長 (遠藤光宣君)

次に、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

議案第65号 令和2年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、9ページと13ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第65号についての質疑を終結いたします。

○議長 (遠藤光宣君)

次に、議案第66号 令和2年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第3号)について、29ページと33ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第66号についての質疑を終結いたします。

○議長 (遠藤光宣君)

次に、議案第67号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、事業勘定の51ページと55ページ、直営南部診療施設勘定の69ページと73ページおよび直営万沢診療施設勘定の87ページと91ページについて、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第67号についての質疑を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、議案第68号 令和2年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、107ページと111ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第68号についての質疑を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、議案第69号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、127ページと131ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第69号についての質疑を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、討論を行います。

まず、議案第61号から議案第63号までの条例の一部改正3件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第61号から議案第63号までの討論を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、議案第64号から議案第69号までの補正予算6件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第64号から議案第69号までの討論を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、採決を行います。

採決は1議案ごとに、順次行います。

はじめに、議案第61号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第61号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

次に、議案第62号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第62号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

次に、議案第63号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第63号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長 (遠藤光宣君)

次に、議案第64号 令和2年度南部町一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第64号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長 (遠藤光宣君)

次に、議案第65号 令和2年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第65号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長 (遠藤光宣君)

次に、議案第66号 令和2年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第66号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長 (遠藤光宣君)

次に、議案第67号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第67号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長 (遠藤光宣君)

次に、議案第68号 令和2年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第68号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長 (遠藤光宣君)

次に、議案第69号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第69号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

日程第6 議員提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので、提出議題の朗読は省略させていただきます。

○議長（遠藤光宣君）

日程第7 議員提出議案の説明、質疑、討論、採決を行います。

発議第3号 社会のデジタル化と印章制度の共存を求める意見書の提出についてを議題として、提出議員より趣旨説明を求めます。

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

発議第3号 社会のデジタル化と印章制度の共存を求める意見書の提出について趣旨説明をいたします。

朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。議員提出議案集の1ページをご覧ください。

発議第3号 社会のデジタル化と印章制度の共存を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、南部町会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和2年11月30日

南部町議会議長 遠藤 光宣 殿

提出者	南部町議会議員	望月 光彦
賛成者	南部町議会議員	仲亀 佳定
〃	南部町議会議員	木内 秀樹
〃	南部町議会議員	塩津 悟
〃	南部町議会議員	芦澤潤一郎

提出理由

印章は、我が国の長い歴史の中で培われた貴重な文化であり、南部町においては、多くの方々が誇りを持って、この文化産業というべき印章産業に携わっている。現在、社会のデジタル化が推進される中、行政手続きの効率化を進める上での押印の省略が、はんこ廃止といった印章そのものの存在を否定するがごとくき誤った認識を与え、印章産業に風評被害を及ぼすことが懸念される。

印章制度は、安全性・信頼性が極めて高く、国民生活に深く根付いており、現在も国民の権利・財産を守り、多くの重要な場面において利用されている。

この印章制度と、社会デジタル化・オンライン化とは共存できるものであり、デジタル化社会の下における印章制度の健全な維持・発展を図るため、適切な措置を講じられるよう強く要望するため、本意見書を提出するものであります。

なお、意見書はお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、行政改革担当大臣、デジタル改革担当大臣であります。

議員各位には、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上で、発議第3号 社会のデジタル化と印章制度の共存を求める意見書の提出についての趣旨説明を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

発議第3号の趣旨説明が終わりました。

望月光彦議員はその場でお待ち願います。

○議長（遠藤光宣君）

次に、本案に関する質疑を行います。質疑はありますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、発議第3号に関する質疑を終結いたします。

望月光彦議員ご苦労さまでした。席にお戻りください。

○議長（遠藤光宣君）

これより、討論を行います。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これで、討論を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

これより、採決を行います。

発議第3号 社会のデジタル化と印章制度の共存を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、発議第3号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○議長（遠藤光宣君）

会議を再開いたします。

ただいま、11番 高橋茂広議員から、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての発議が提出されました。

ただいま提出されました発議を、追加日程第1として、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号の提出については、日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで、追加日程準備のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○議長（遠藤光宣君）

会議を再開いたします。

追加日程第1 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出議案は、お手元へ配布いたしましたとおりでありますので、議案の朗読は省略させていただきます。

提出議員より趣旨説明を求めます。

11番 高橋茂広議員。

○11番議員（高橋茂広君）

発議第4号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

朗読をもって、提案理由に代えさせていただきます。

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第112条第2項の規定により提出する。

令和2年11月30日

南部町議会議長 遠藤光宣 殿

提出者	南部町議会議員	高橋 茂広
賛成者	南部町議会議員	仲亀 佳定
〃	南部町議会議員	小泉 昇一
〃	南部町議会議員	望月 光彦

提案理由

新型コロナウイルス感染症により、厳しい経済・雇用情勢が民間の給与に反映されたことを受け、人事院が国家公務員の期末手当の減額等を勧告したことに鑑み、南部町議会においても、12月支給の本町議会議員の期末手当の支給月数を0.05カ月減額することとし、本条例の一部を改正する条例を提案するものであります。

なお、改正条例については、お手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

以上で、発議第4号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

発議第4号の趣旨説明が終わりました。

高橋茂広議員はその場でお待ち願います。

○議長（遠藤光宣君）

次に、本案に関する質疑を行います。質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、発議第4号に関する質疑を終結いたします。

高橋茂広議員ご苦労さまでした。席にお戻りください。

○議長（遠藤光宣君）

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

これより、採決を行います。

発議第4号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、発議第4号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和2年南部町議会第4回臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控室にご集合ください。

閉会 午前10時45分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年11月30日

南部町議会議長

遠 藤 光 宣

会議録署名議員

望 月 小 五 郎

会議録署名議員

塩 津 悟

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 遠 藤 一 明